

事務連絡
令和3年4月12日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、
催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年4月9日に開催された第60回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加され、東京都については4月12日から5月11日、京都府及び沖縄県については4月12日から5月5日までを実施期間とすることとなり、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切に実施いただきますようお願いいたします。

特に、重点措置区域である都府県においては、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

- (別紙)「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月12日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡）
- (別添1)「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について」（令和3年4月9日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）
- (別添1別紙1)「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」（令和3年4月9日新型コロナウイルス感染症対策本部長）
- (別添1別紙2)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年4月9日変更）
- (別添2)「テレワーク等の推進について」（令和3年4月9日付け新型コロナウイルス

感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

(別添3)「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年4月9日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)(補足として、令和2年11月12日付、令和3年2月26日付の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付)

(別添4)「第22回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上